

## 公告第 69 号

次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和 6 年 4 月 24 日

郡山市長 品 川 萬 里

### 第 1 本業務の概要

- 1 業務名 潜在的な後継者不在企業に対する事業承継促進事業
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 提案上限金額 5,406,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

### 第 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各項に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 本業務の目的を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 2 中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業承継を支援する業務を行っており、事業承継に係る知識や経験を有するものであること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者
  - (2) 参加申込時において、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）、郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）のいずれかに基づく指名停止期間中の者
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者  
ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (4) 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる企業

### 第3 実施要領及び様式の入手方法

潜在的な後継者不在企業に対する事業承継促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び各様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイト-入札・契約ポータルサイト-入札情報-その他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

### 第4 担当部局

郡山市産業観光部産業雇用政策課産業振興・輸出推進係

所在地 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2251 電子メール [sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp)

### 第5 参加表明書及び企画提案書の提出

#### 1 提出期限

(1) 参加表明書 令和6年5月15日（水）午後5時まで

(2) 企画提案書 令和6年5月22日（水）午後5時まで

※それぞれ必要な添付書類を併せて提出すること。

#### 2 提出場所 郡山市役所西庁舎4階 郡山市産業観光部産業雇用政策課

#### 3 提出方法 提出場所に直接持参又は郵送により提出する。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

※提出書類の電子データを提出すること。

#### 4 提出書類 実施要領による。

#### 5 留意事項

(1) 提案は1者につき、1件とする。

(2) 参加表明書等の提案書類の文字サイズは、11ポイント以上で記入すること。

(3) 提出した書類の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。

- (4) 提出した書類は返却しない。

## 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 参加表明書、企画提案書及び添付書類の提出方法、提出場所又は提出期限に適合しない場合  
なお、提出期限の日までに参加表明書等が郵送において到着しないことを理由に無効とした場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (3) 企画提案書の作成様式及び実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

## 第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 潜在的な後継者不在企業に対する事業承継促進事業に係る企画提案審査会設置要領（令和6年4月24日制定）に基づき設置する本業務に係る企画提案審査会において、実施要領等で定められた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて契約候補者及び次順位者を決定する。

ただし、審査会において審査員の全てが最低点を付けた項目がある提案は、採用しない。

- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び審査委員

## 第8 契約条件

- 1 提出された企画提案等について審査会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と随意契約に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約締結までに「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

- 3 契約保証金は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号。以下「規則」という。）第 8 条第 5 号の規定により、免除とする。
- 4 契約書を作成するものとする。
- 5 委託料は、検査の完了後に支払うものとする。

## 第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 本参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- 4 企画提案書に虚偽の記載をし、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。
- 5 提出された企画提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することがある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し使用することができる。
- 6 提出された書類は返却しない。
- 7 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除又は違約金支払などの措置を行う場合がある。
- 8 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外では使用しない。
- 9 参加者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとする。
- 10 その他必要な事項は、規則及び実施要領による。